

わたしと小鳥とすずと

金子みすゞ

わたしが両手をひろげても

笠原なつこ

お空はちっともとべないが

高木ひろこ

とべる小鳥はわたしのよう

高橋としや

地べたをはやくは走れない

並木えりか

わたしがからだをゆすっても

きれいな音はでないけれど

あの鳴るすずはわたしのよう
たくさんのうたは知らないよ

すずと小鳥と それからわたし
みんなちがって みんないい



森村ぜみなある

0. はじめに

今回の発表では、第5～8章を扱い、主に「生物多様性」「野生動物の保護管理」について説明する。

小原は、「生物多様性は野生生物保全の中核に位置付けられなければならない」と述べる。「生物多様性」という言葉は、私たちが想像するより、はるかに深い意味があるためだ。

「何が、どのように、多様であるのか」をひとつひとつ整理し、「生物多様性」という言葉が示すものを把握する。

次に、野生動物を保護するための方法である、「ワイルドライフマネジメント」について説明し、その利点と欠点を浮き彫りにする。

人間と動物との「共存」とは、何を示すのか。

それを踏まえ、人間と動物との新しい在り方を考える。

1. 生物多様性（保全の対象）

■ 「生物多様性」の意味

「種内の多様性（1）、種間の多様性（2）及び生態系の多様性（3）を含む」
（『生物多様性に関する条約』）

・ 類

生物個体を、その性質の異同によってさまざまにグループ化し、種類として認識

・ 生物多様性＝生物種を単位とした多様性

生物種とは（200万種以上 2004年）

＝互いに交配して繁殖することに基づいて生物個体をまとめた類

（1）生物種内の多様性

- ・ 性年齢多型 Ex. ヒヨコとニワトリ
- ・ 個体差
- ・ 同所的多型
- ・ 異所的多型（＝亜種） Ex. アカゲラ
地域個体群内、地域個体群間

（2）生物種間の多様性＝「生物種の数の多さ」

※ 「種間の多様性」≠ 「たくさん色、形質、習性をした種類がある」

反例…ヤゴとトンボ

i) 形質の多様性

多数の個体に共通して見られる形質に注目して、それらの個体を類とする

「個体の形質」＝「生物個体の属性」

「1つの生物種の中に個体の形質から見て幾つもの『種類』がある」

→ 「生物種内、種間の多様性」になり得る＝「種の形質」

Ex. 地理的分布範囲、生息密度、出生率、死亡率

ii) 系統分類群

生物種を形質で比較してまとめた類

Ex. ホモサピエンス (動物界・脊椎動物門・哺乳綱・サル目・ヒト科・ヒト属)

「種間の多様性」だけでなく、
「系統分類群、形質グループの『種類』の多様性」で多様性を表現

(3) 生態系の多様性

= 地域の生物の世界

・ 多様性の表現

i) 種間の多様性

Ex. 4種の生物が合計1000個体

ii) 系統分類群

Ex. カモが2種、サギ2種

iii) 形質グループ

Ex. 魚を主食とするサギ科の鳥が2羽、昆虫を主食とする鳥が2羽

2. ワイルドライフマネジメントとは？

近代欧米から発祥：狩猟資源の確保や自然保護の立場から、野生動物を絶滅させることなく、存続させるための思想と科学

《間野（1991）による定義》

ワイルドライフマネジメント＝「野生動物に関する保護管理」

「科学的な根拠をもとに、生息地の開発や狩猟など、野生生物の生息に影響を与える人間自身の行為を民主的に『管理』し、適切な『管理』をもって『保護』や『共存』の実現を図る一連の作業」

したがって、

- ① 「保護」と「管理」は一体的なものであり対立概念ではない
- ② 土地利用の制御や野生動物への配慮義務は土地所有者が主体的に行う

*ワイルドライフマネジメントのシステムとは？

《Bailey(1984)の提案》

自己発展する循環型のシステム：

モニタリング（対象：生物学～社会科学的なもの）により政策自体の妥当性を検証し、軌道修正するもの

[利点] 状況に応じて軌道修正しながら順応的管理ができる

*ワイルドライフマネジメントの実際～ニホンザルの例～

- 1948年 サルが禁猟となり、徐々にサルの群れが人里に近づく
1970年代以降 サルによる被害問題が多発する

・ニホンザルの対策の三つの手法

1. 群れ行動管理
2. 群れサイズ管理
3. 集落環境管理

・1999年 特定鳥獣保護管理計画制度

…対象となる野生動物の個体群ごとに、都道府県における保護管理のルールづくりや対策の実施体制を定める

・集落環境診断を用いた住民参加型対策

3. ワイルドライフマネジメントへの疑問点

■「保護」という言葉の定義

p.76・ワイルドライフマネジメント＝「野生動物に関する保護管理」

「適正な『管理』をもって『保護』や『共存』の実現を図る一連の作業
→前章で述べていた「保護」の定義とは異なるのではないか？

Q.「保護管理」というよりも「保全管理」では？

■地域個体群を単位とする保護

あくまで地域個体群の絶滅の危険性に注目するということ
→果たして種自体の保全につながるのだろうか？

Q.他地域に住む同種の野生動物の数も共に把握すべきではないか？

■動物の権利について

「管理」という名の下に、野生生物の捕獲や、電気柵などの設置による物理的排除を行っている
→「野生動物に関する保護管理」といいながら、人間の利害を第一に優先している印象

Q.単に「棲み分け」をすることが「共存」なのだろうか？

<ワイルドライフマネジメントの目的>

- 人間と野生動物の軋轢を解消
- 「共存」の実現

よって、そこで言われている「共存」の意味を定義する必要がある、と考える。

人間と野生動物の共存とは、

「人間と野生動物が共に、《生きる権利(生存権)》をもつこと」である。

4. おわりに

今回の発表ではまず、野生生物保全という問題から「生物多様性」を取り上げ、生物の種類がどのように分けられているのかを整理した。生物多様性は、生物種を単位とし、種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様性という3点の視点がある。注意しなければならないのは、系統分類群と形質グループの多様性で分けることで「生物の多様性」はさらに広がりを見せるということだ。

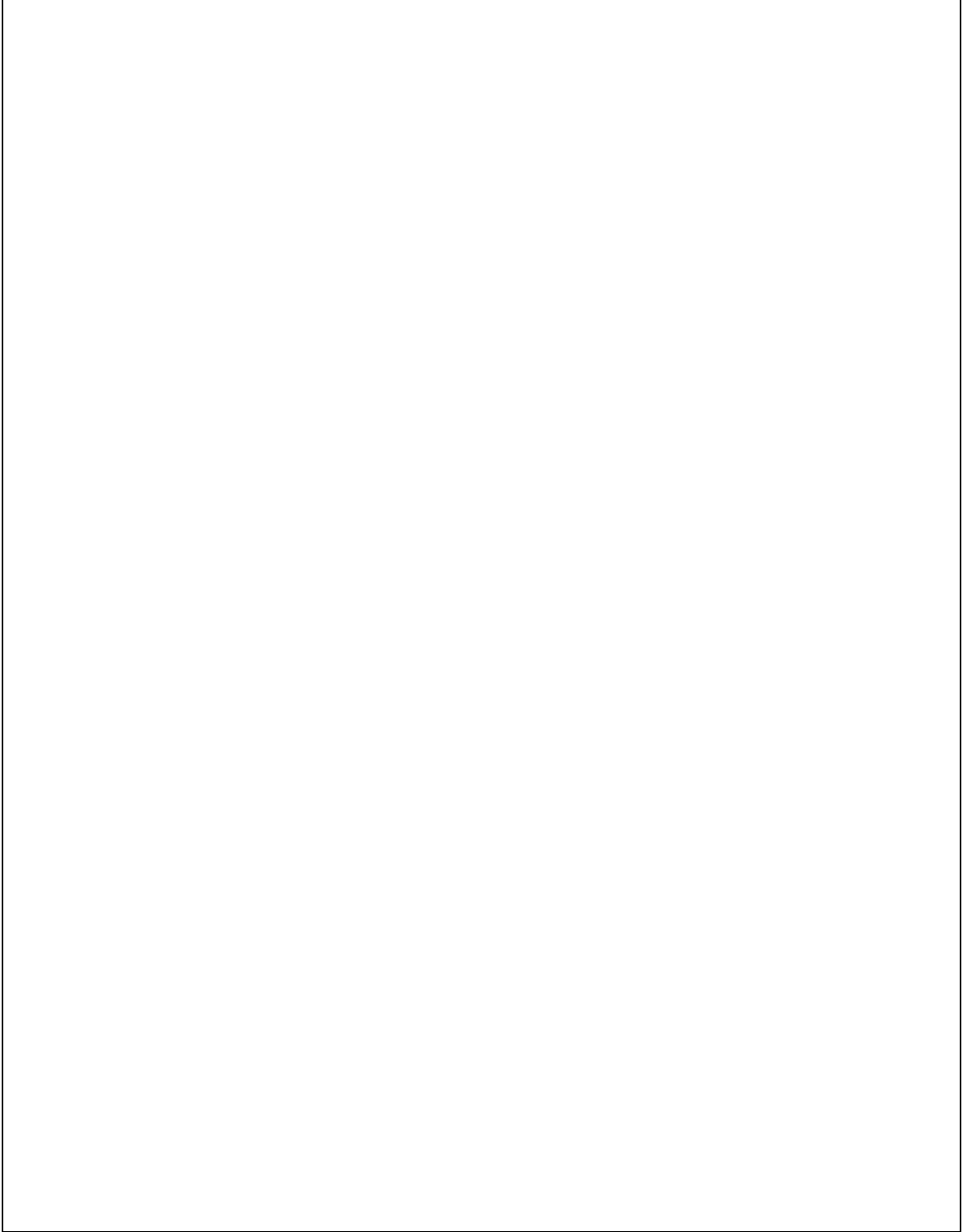
生物多様性における生態系と地域との関係は、ワイルドライフマネジメントの考えに深く関わっている。ワイルドライフマネジメントは野生動物を保全することが目的ではなく、人間と野生動物、土地（生息地）との関係を調整していくことを目的としている。

ここで前回の発表にあった、野生生物「保護」とワイルドライフマネジメントが主張する「保護」にズレを感じた。ワイルドライフマネジメントでは人間が野生動物に対して「管理」をもって「保護」することを認めている。また、文献上にて「ワイルドライフマネジメントは土地所有者や土地利用者計画権者が主体的に行うべき」と主張し、野生動物の生息地を人間が積極的に関与することを示唆している。これには野生動物に対する生きる権利（生存権）が軽視されているようだ。ワイルドライフマネジメントが人間と野生動物の共存を目的とするなら、野生動物が生存権をもつことを重んじることだ。

野生動物が生存権をもつということは、人間が野生生物の生息地を補うことにある。ニホンザルに電気柵を施すだけでなく、ニホンザルが農地に出没する環境を作り出さないことが必要だ。人間が森林の伐採など、環境を破壊してきたことにより野生動物の生息地が狭められていることを忘れてはならない。

我々は人間と野生動物とが互いに利益をもたらせられるような行いをしていくべきだ。

MEMO

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying the majority of the page below the 'MEMO' header. It is intended for the user to write the content of the memo.

